

中央人権福祉センター

だより

2023年



-chuojin ken fukushi center newsletter-

発行/鳥取市中央人権福祉センター 〒680-0823 鳥取市幸町151
☎ (0857) 24-8241 fax (0857)24-8067



大人も 子どもも…人の数だけ笑顔がある

あなたの笑顔がみたい



子ども食堂は

地域食堂は

みんなが
集まる居場所



- 勉強や絵本の読み聞かせ、体験学習などの「学習支援」が行われています。
- ホットとできる「居場所」です。
- 地域の様々な人が参加できます。色んな人との関わりがもて、あなたの悩みを相談支援につなげる体制があります。
- 参加者と一緒に調理するといった楽しいこともあります。



さまざまな こ食

- ・孤食:1人で食べる
- ・個食:自分の好きなものを個々に食べる
- ・固食:固定した料理を食べる
- ・粉食:粉を使った主食を食べる
- ・小食:食べる量が少ない

子ども食堂は

地域食堂は

ホット
できる居場所

「助けて」
と言える関係づくり

子どもは一人の人間として最大限に尊重され、守られなければいけません。家庭では言えない悩みや困りごとがあれば、お電話ください。大人も子どもも、みんなで支え合い考えましょう。あなたが元気になれば、地域も元気をいただけます。

お電話ください。
鳥取市中央人権福祉センター
(0857)24-8241



鳥取市地域食堂ネットワークについて

平成29年(2017))年11月設立。

「地域食堂」とは子どもを中心に地域の様々な人が集う居場所のことを表しています。支えあい
が広がり、2023年現在、約26か所(令和5年7月末現在)に。「ひとりぼっちじゃない」「ご飯が
ある」「笑顔でお腹いっぱいになれる場所」が広がっています。

活動協力のお願い

(1) 活動の寄付

皆さまのご自宅に眠っている食品や余っている食品を寄贈ください。また企業などで規格外となってしまった商品も寄付を受け付けています。

受付可能な食品

- ※賞味期限が2か月以上あるもの(未開封品)をお願いします。
- 麺類などの乾物
- 缶詰、レトルト、インスタント食品
- 砂糖、塩、醤油などの調味料
- のり、ふりかけ、お茶漬けの素
- 飲料、お米

(2) 時間の寄付

食品の回収やイベントのスタッフなど、一緒に活動して下さるボランティアを募集しています。

(3) 活動資金の寄付

地域食堂ネットワークの運営には資金が必要です。食品の運搬や保管、事務局の維持費などに使われます。

地域住民(個人)、大学生、民生委員さん...お手伝い頂ける方随時募集しています。

多くの地元企業様、団体の皆様から支えられています。



※ 地域食堂(子ども食堂)の立ち上げをお考えの方、ご相談下さい。

鳥取市中央人権福祉センター
(0857)24-8241

※ 安全衛生管理や講習会の開催も行ってまいります。

食で広がり
地域共生の輪

郵便局、ファミリーマートにはフードボックスを設置しています。



みんなの居場所

人権福祉センターの広報紙をお読みいただきありがとうございます。
【より親しんでいただける広報紙へ!】 アンケート受付中!



8月

地域（こども）食堂開催について

開催曜日については、変更の場合があります。また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等により、延期・中止になることもあります。市ホームページにて最新情報をご覧ください、各食堂へ事前確認・予約の上ご利用くださいますようお願いいたします。

食 堂 名 【連絡先】 (会 場)	基本開催曜日
きりんこども食堂 【0857-30-6814】 (岩倉地区公民館 立川町6-174)	第2・4水曜日
けたかくるりこども食堂 【0857-82-3363】 (気高人権福祉センター 気高町下光元478-3)	第1・3金曜日
江山こども食堂 【0857-53-1542】 (江山人権福祉センター 下味野1058-3)	毎週水曜日
ぽっと食堂 【090-8428-3089】 (みんなの居場所「ぽっと」 湖山町北1-664) ※定員20名	月曜日～土曜日
(ささえあい)子ども食堂 【0857-27-1064】 (西人権福祉センター 西品治674)	月2回土曜日
ささえあい(地域)食堂 【0857-27-1064】 (西人権福祉センター 西品治674)	第3金曜日
サンキッズ子ども食堂 【0857-27-4774】 (上町屋老人憩いの家 国府町町屋53-2)	第2・4土曜日
市役所すなばこども食堂 【090-1014-3849】※現在休止中 (すなば珈琲鳥取市役所店 幸町71)	毎週火・木曜日
すなばこども食堂 【090-1014-3849】※現在休止中 (すなば珈琲賀露店 賀露町西3-27-1)	第2・4木曜日
高草ちいき食堂 【0857-24-1763】 (高草人権福祉センター 古海715-3)	第2土曜日
おたべ食堂(おいしい・たのしい・勉強できる!!) 【0857-22-4206】 (修立地区公民館 吉方町1-201)	第4木曜日
こども・若者食堂 【0857-24-8241】 (人権交流プラザ 幸町151)	毎週木曜日
寺子屋みらい 【0857-30-7471】 (みらい鳥取 千代水1-138)	毎週水曜日
とっとりこども食堂 【070-3789-4565】 (文化センター 吉方温泉町3-701)	毎週火曜日
ふれあい食堂 【0858-85-0135】 (河原町コミュニティセンター 河原町渡一木277-1)	第4土曜日
希来里(きらり)食堂 【0858-88-0806】 (佐治人権福祉センター 佐治町古市71-3)	第4日曜日
にじいろcafé 【070-4297-1377】 (福祉文化会館 西町2-311)	毎週木曜日
南・フレンド食堂 【0857-53-0412】 (南人権福祉センター 八坂49-6)	第2土曜日
おもかげちいき食堂 【090-8360-0306】 (面影校区内公民館を巡回)	第2土曜日
みなよし食堂 【0857-32-8482】 (みんなの実家 南吉方3-215)	火・金・土曜日
みんなの居場所「〇(えん)」 【070-5651-1556】 (しかの宿「殿町」 鹿野町鹿野1769)	第1水曜日
いなばやまキッズサロン 【090-7976-4245】 (稲葉山地区公民館 卯垣5丁目57)	第2・4木曜日

【住居確保給付金のご案内】

家賃の支払いに

お困りの方を支援

離職や廃業、休業等に伴う収入減などにより、住居を失うおそれがあり一定の要件を満たす方に、原則3か月間の住居確保給付金を支給しています。

- ① 離職・廃業した日から2年以内、
またはやむを得ない休業などにより、
収入を得る機会が減少している。
- ② ①の状態になる前に、世帯生計を
主として維持していた。
- ③ 下記の収入要件と資産要件を超えて
いない。

①～③全ての項目に該当する方は、受給要件を満たす可能性が高いです。

中央人権福祉センター（パーソナルサポートセンター）にご相談ください。

世帯員数	収入要件 (月額)	資産要件 (世帯の金融資産合計額)
単身世帯	113,000円	486,000円
2人世帯	161,000円	738,000円
3人世帯	191,000円	894,000円
4人世帯	217,000円	100万円
5人世帯	244,000円	

※収入には特定の目的のために支給される手当・給付は算定しません。
(児童手当、児童扶養手当など)

8月

人権・生活相談 日程

👉 カウンセラー相談

【開催日】 8月8日(火)・22日(火)

【時間】 15:00~17:00

【定員】 2名まで

(※予約制・先着順・1人あたり60分)

👉 夜間弁護士相談

【開催日】 8月17日(木)

【時間】 18:30~20:30

【定員】 3名まで

(※予約制・先着順・1人あたり30分)

ご希望の方は、
中央人権福祉センターまで
ご連絡ください。



《お申込み・お問合せ先》

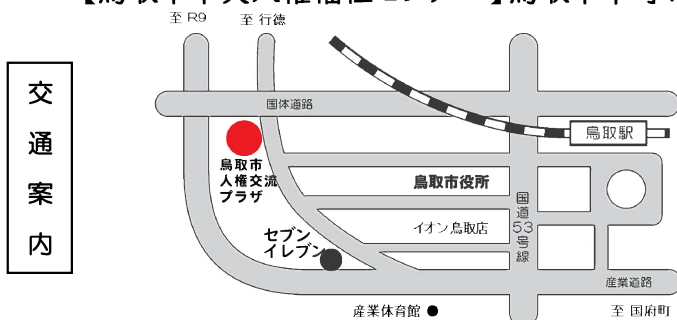
鳥取市中央人権福祉センター

(鳥取市人権交流プラザ内)

TEL: 0857-24-8241

FAX: 0857-24-8067

【鳥取市中央人権福祉センター】鳥取市幸町151 (鳥取市人権交流プラザ内)



センターの場所がわからない場合は、
お気軽にお電話ください。
(☎ 0857-24-8241)

JR鳥取駅から900m

100円バス「くる梨」(全コース赤・青・緑)

☆「市役所前」下車 450m